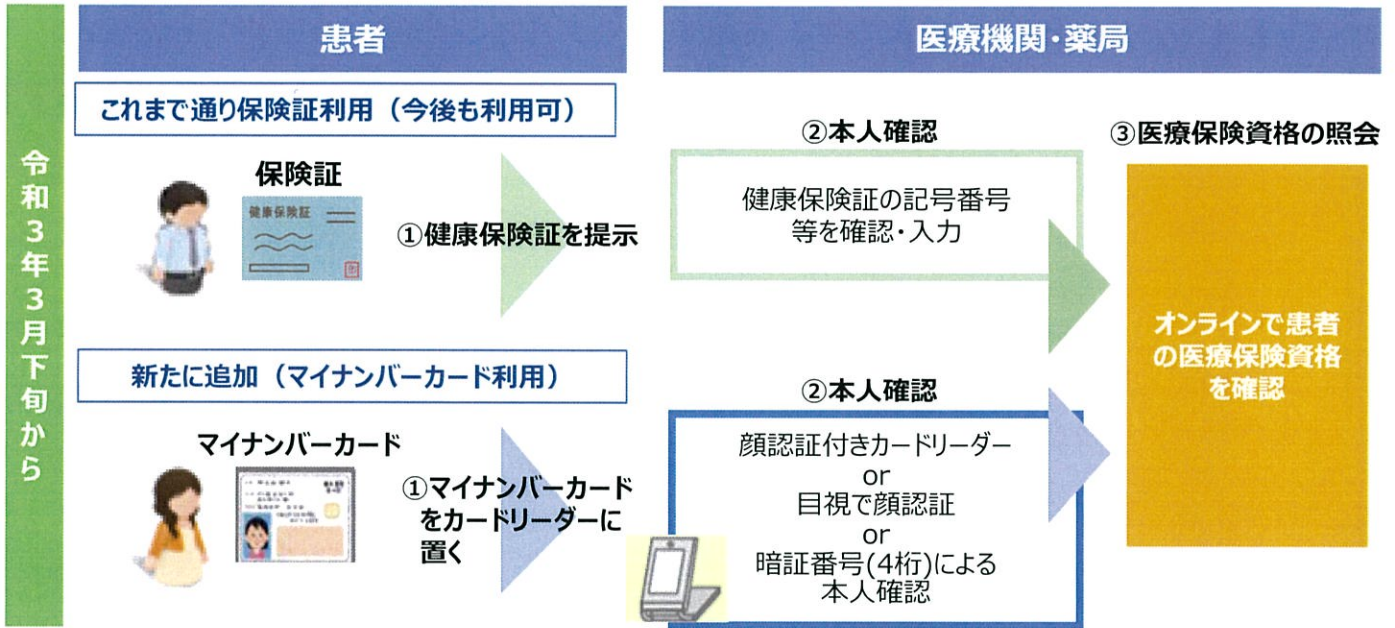


健康保険証などの取扱いについて (オンライン資格確認の開始)

- この3月下旬から、健康保険証の記号番号やマイナンバーカードのICチップなどをもとに、医療機関や薬局(※)が、加入している医療保険などをオンラインですぐに確認できる仕組みが始まります。(※)オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の自己負担をすることがありません。



- オンラインで資格を確認する仕組みを導入済の医療機関・薬局と未導入の医療機関・薬局で対応が異なります。

| | 保険証 | マイナンバーカード |
|------------------|-----|-----------|
| 導入済の医療機関・薬局 (※1) | ○ | ○ (※2) |
| 未導入の医療機関・薬局 | ○ | × |

(※1) 導入・未導入の見分け方：利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表される予定です。また、導入医療機関等のポスター・ステッカー等で確認できます。

(※2) マイナンバーカード利用のためには、事前にマイナポータルで保険証利用のお申込をお願いします。セブン銀行のATM等でも申込が可能になります(3月下旬を予定)。



⇒ 受診する医療機関・薬局によってマイナンバーカードが利用できないこともありますので、ご利用にあたっては必ずホームページ等でご確認をお願いします。また、合わせて保険証も持参してください。今後、マイナンバーカードの普及に伴い、利用できる医療機関・薬局も増えてくる見込みです。